

中国現地コーディネーター業務委託 仕様書（案）

1 委託業務名

中国現地コーディネーター業務委託

2 業務の目的

長野県への外国人旅行者数がコロナ禍前の水準に戻りつつある中で、本県は令和6年度のインバウンド施策を推進するため、量（旅行者数）から質（消費額）への転換と、実績国・地域からの「集客維持」及び高付加価値市場への「拡大」をコンセプトとして掲げている。

中国では豊かな自然を目的とした訪日旅行がトレンドの一つとなっており、また、2022年の北京冬季五輪を契機にスノー目的の海外旅行需要が拡大している。このことから、本県が有するスノー体験コンテンツや自然体験をPRすることで、観光消費額の増加が期待できる。については、中国に現地コーディネーターを設置し、訪日客の本県への取り込みとリピーターの醸成を図るため、セールス及びプロモーションを行う。

3 業務委託期間

契約締結日から令和7年3月21日まで

4 業務の概要

メインターゲット（ファミリー層）及びサブターゲット（自然やアウトドア志向の訪日リピーター層）の誘客のため、主に以下の業務を行う。

- (1) 現地コーディネーター活動（現地の情報収集及び市場調査、セールス活動等）
- (2) プロモーション・イベントの提案と実施

5 業務内容

下記のとおり想定しているが、事業の効果を最大限高める手段を検討するとともに、委託者と協議の上適宜業務内容を変更し事業を実施すること。

(1) 現地コーディネーター活動（通年・常時）

ア 現地オフィス機能の設置

中国北京市や上海市などの一線都市にオフィスを1カ所以上設置し、旅行会社やメディア等の連絡窓口業務を実施すること。また、情報発信やセールスを行う際は、中国語のネイティブスピーカー又は同等の言語能力を有する事業実施担当者を1名以上配置すること。

イ 現地の情報収集及び市場調査

中国の訪日旅行を含む海外旅行に関する市場のニーズやトレンド及び動向について情報収集し、後述の月例報告で分析結果について共有すること。また、委託者が随時提供する新規観光コンテンツ情報等について、マーケティングリサーチを実施し、フィードバックを行うこと。

ウ セールス活動（通年）

上記ターゲット層を戦略的に誘客するため、セールス活動を行うこと。セールス活動にあたっては、想定アタッキングリスト及びアウトカムを提案すること。実際のセールスにあたっては、事前に委託者と協議すること。また、使用するセールスツール等は、委託者が提供する素材を元に受託者が作成すること。

セールス後はセールス内容及び相手の連絡先等、委託者が指定する項目に沿ったセールスレポートを作成し、後述の月例報告書と共に提出すること。

(2) プロモーション・イベントの提案と実施

上記ターゲット層の戦略的な誘客に向け、年間のプロモーション・イベント計画を策定すること。実施内容は、現地でのイベント開催やKOL 招請等を複数提案し、それぞれにアウトプットとアウトカムを設定すること。また、現地でのイベントについては、スノー誘客につながるものを想定しているが、その他のテーマのイベントの提案を妨げない。実施にあたっては、委託者と適宜協議すると共に、委託者が運営する SNS（小紅書、WeChat 等）との連携を図ること。

なお、実施に係る経費は全て委託費に含まれるものとする（長野県観光機構職員渡航費除く）。

(3) 委託者及び長野県が実施するプロモーション事業のコーディネート業務

※オンラインとオフラインの別は問わない。

ア イベント出展

出展に向けた事前アドバイス、イベント情報収集などのサポート、資料の翻訳

イ 商談会・セールスコール

事前の調整業務（アポイント取得も含む）、事後フォローアップ、資料の翻訳

ウ 旅行会社・メディア招請

事前の調整業務、事後フォローアップ（当日アテンド業務は本仕様に含まない）、資料の翻訳等

(4) 県内事業者・自治体のセールスコールの支援（随時）

アポイント取得（ただし、第1回目の商談に限る。なお、当日通訳業務は本仕様に含まない）

(5) 事業報告

ア 月例報告書

事業実施内容の月例報告書を提出すること。報告書には、セールスレポート、観光産業の動向、他自治体等の動き、観光以外のマーケットの動き、SNS 等における長野県の露出実績等、報告事項を日本語で記載すること。

イ 年次報告書

令和7年3月中旬までに通年のコーディネーター事業実績をまとめた年次報告書を提出すること。

(6) その他

本業務を行う際は一般社団法人長野県観光機構及び長野県観光スポーツ部、長野県上海事務所等関係者と連携して行うこと。

※上記業務内容について、著しい活動量の変化があった場合は、その都度委託者と受託者で協議することとする。

6 疑義について

- (1) 仕様書に記載のない事項や業務内容の変更等の疑義が生じた場合は、その都度委託者と受託者が協議して決定する。
- (2) 委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、書面によりこれを定めるものとする。

7 その他留意事項

- (1) 本委託業務は、原則として第三者に委託させてはならない。ただし、業務を効率的に実施する上で必要と思われる事項については、委託者と協議の上、業務の一部を委託して行うことができる。
- (2) 当事業において取り扱う個人情報については、個人情報保護法及び長野県個人情報保護条例に準じて、適正に取り扱うものとする。
- (3) 受託者は、本業務の実施に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。
- (4) 本件委託の履行に伴い発生する成果物に対する著作権は、全て委託者に帰属する。
- (5) 本件に使用する映像、イラスト、写真、その他資料について、第三者が権利を有するとともに、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続きや使用権料等の負担と責任は、全て受託者が負うこと。
- (6) 本仕様書に定めのない事項及び本事業の進め方等について、調整や疑義が生じた場合はその都度、委託者と協議をした上で実施すること。